

北本市情報公開・個人情報保護審査会答申第5号

平成27年7月10日

北本市長 現王園 孝昭 様

北本市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 加 藤 俊 子



個人情報の訂正請求に係る異議申立てについて（答申）

平成27年4月24日付け北保障収第23号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。



第1 審査会の結論

平成27年2月19日付け北保障収第1171号により処分庁が行った個人情報不開示等決定通知書に係る決定は、妥当である。

第2 事実経過

- 1 平成27年1月16日付け、異議申立人は、平成26年7月28日付けの起案文書「北本市第四期障害福祉計画策定委員会策定委員（公募委員）の選考結果について（通知）」の【決定の根拠】の訂正を請求するため、「個人情報訂正請求書」を提出した。
- 2 平成27年2月19日付け、処分庁は、「個人情報不開示等決定通知書」にて、当該請求を棄却する処分を決定した。
- 3 平成27年4月13日付け、異議申立人は、2の「個人情報不開示等決定通知書」に係る処分に対し、「審査請求（異議申立書）」を提出した。
- 4 3の異議申立てについて、処分庁は、北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを決定し、平成27年4月24日付けで北本市情報公開・個人情報保護審査会事務局に対し諮問書を送付した。

第3 異議申立人の主張

- 1 主張の要旨
個人情報不開示等決定通知書に係る処分の取消しを求める。
- 2 異議申立ての主な理由
 - (1) 【決定の根拠】と障がい者福祉課長の説明が食い違っている。よって、【決定の根拠】は事実を記載したものではないから、訂正を請求するものである。
 - (2) 処分庁が個人情報不開示等決定通知書において、「記載に誤りがないため」と記載しているが、具体的な説明等がないため当該処分の理由附記としては成り立たない。

第4 処分庁の主張

- (1) 【決定の根拠】と障がい者福祉課長の説明の食い違いについて
【決定の根拠】の「応募動機がより明確で、説得力がある」の記載について、難病の方の作文は、自身が委員になったときの方針や取り組みが具体的に書かれていて、かつ、自身が難病であるという記述もあり、文章に説得力があると判断した。一方、異議申立人の肩書きやこれまでの実績等を考慮すると、相対評価ではあるが、劣るという言葉が異議申立人を評価する上で適切な表現であると考えられなかったこと及び選考から落ちた理由を本人の感情に配慮しながらの応答になるので、食い違いが生じているかのような誤解を与える結果となっ

まったものである。よって、【決定の根拠】が虚偽であるということはない。

(2) 北本市個人情報保護条例第15条の訂正請求権について

北本市個人情報保護条例第15条は自己情報の記録について事実誤りがあると認めるときに、訂正請求の権利を認めているが、この「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤判定が可能な事項をいい、評価、判断等の主観的に判断される事項については、訂正の請求をすることはできないとしている。

この考え方に基づき【決定の根拠】を客観的な部分と主観的な部分とに分けて考えている。

具体的には、「〇〇氏の応募文のほうが、応募動機がより明確で、説得力があると判断した」という部分及び「〇〇氏の意見を反映することにより、より法律の趣旨、実態等に即した計画を策定することが期待できると判断した」という部分は、処分庁の主観的な判断・評価に当たするため、訂正請求には応じられない。さらにこれ以外の客観的な部分についても、この記載の中に誤りがないため訂正請求には応じられない。

第5 審査会の判断

- 1 異議申立人は、【決定の根拠】の記載内容には、異議申立人が「他の応募者より劣る」などの異議申立人の個人情報が含まれており、この個人情報は虚偽で事実を記載したものではないから、事実を記載するよう訂正することを求めている。

仮に、異議申立人の訂正請求が、【決定の根拠】の記載内容に異議申立人の個人情報が含まれていないということであれば、又は異議申立人の請求が個人情報に止まらず【決定の根拠】そのものの訂正を求めるものであるとすれば、北本市個人情報保護条例第15条に基づく訂正請求権としては、不適法であると言わざるを得ないものである。

これに対して、処分庁は、平成27年2月19日付け「個人情報不開示等決定通知書」において、【決定の根拠】の記載内容に異議申立人の個人情報が含まれているとの異議申立人の主張を前提として、異議申立人の個人情報については、①記載に誤りがないため。②評価、判断等の主観的に判断される事項であるため。との理由により、異議申立人の個人情報に関して訂正しないとする決定（以下「本件決定」という。）を行った。

- 2 そこで、当審査会は、前記異議申立人の主張及び本件決定を前提として、以下のとおり判断する。

まず、北本市個人情報保護条例第15条における「事実」とは、「氏名、

性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤の判定が可能な事項」をいうとされ、「評価、判断等の主観的に判断される事項」については、訂正請求をすることはできないと解される。

次に、異議申立人が訂正を求める前記個人情報について見ると、明らかに「評価、判断等の主観的に判断される事項」に該当する。

このことは、【決定の根拠】の各文の末尾に「…と判断した。」との記載があることから明らかである。

したがって、異議申立人は、【決定の根拠】の記載内容の訂正を求めることはできないと解する。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものとする。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年 4月24日	諮問書の受付
5月11日	処分庁からの理由説明書等の受付
5月25日	異議申立人から意見書等の受付
6月11日	・ 異議申立人及び処分庁の意見陳述 ・ 審議
6月23日	処分庁から補充説明書等の受付
7月 3日	異議申立人から補充意見書等の受付
7月 6日	審議

